

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年9月22日

支出負担行為担当官

広島法務局長 篠原辰夫

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る業務委託 一式

(2) 仕様等

令和5年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）及び入札説明書等による。

(3) 実施期間

令和6年10月1日から令和10年9月30日まで

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。

(2) 法第33条の2第2項各号に該当する者であること。

(3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(4) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(5) 次のいずれかに該当する者で、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

ア 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A又はB等級に格付けされている者であること。

イ 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、C等級に格付けされている者で、本件競争入札に係る役務の提供と同等以上の仕様の役務の提供の履行実績を有することを証明できる者であること。

(6) 法第33条の2第6項の規定に基づき委託業務の全部又は一部の停止を命ぜられたことがある者（その者の親会社等（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条で定める特定支配関係を有する者をいう。）が同規定に基づき、委託業務の全部又は一部の停止を命ぜられたことがある場合における当該者を含む。）については、その業務停止期間が満了した日から起算して5年を経過していること。

(7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (9) 個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク若しくはISO27001又はこれと同等の資格を入札書提出期限までに取得していること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6-30  
広島法務局会計課用度係（担当：伊丹）  
電話 082-228-5205

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

5 入札説明会及び現地説明会の日時及び場所

(1) 入札説明会

ア 次の日時及び場所で開催する。

令和5年10月6日（金）午後1時30分

広島合同庁舎3号館3階広島法務局専用会議室

イ 参加する場合、可能な限り、令和5年9月29日（金）午後5時00分までに、電話にて前記3の問合せ先に申込みこと。

なお、上記申込みをしなかった事業者であっても、入札説明会の参加を妨げるものではない。

(2) 現地説明会

ア 次の(ア)ないし(オ)の日時及び登記所で開催する。

(ア) 令和5年10月10日（火）午前10時30分 広島法務局尾道支局

午後 2時00分 広島法務局福山支局

(イ) 令和5年10月13日（金）午後 2時00分 広島法務局（本局）

(ロ) 令和5年10月23日（月）午後 2時00分 広島法務局東広島支局

(ハ) 令和5年10月25日（水）午前10時30分 広島法務局三次支局

午後 2時30分 広島法務局可部出張所

(ニ) 令和5年10月27日（金）午前10時00分 広島法務局廿日市支局

午後 2時00分 広島法務局呉支局

イ 参加する場合、令和5年10月6日（金）午後5時00分までに、電話にて前記3の問合せ先に申し込むこと。

なお、申込みがない登記所にあつては、各事業者に連絡をすることなく現地説明会を開催しない。

6 入札書の提出期限及び提出場所

令和6年2月13日（火）午後5時00分

広島法務局会計課用度係（担当：伊丹）又は電子調達システム

7 開札の日時及び場所

令和6年2月14日（水）午前10時00分

広島合同庁舎3号館4階広島法務局小会議室又は電子調達システム

8 入札保証金及び契約保証金

免除

9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、別に定める入札説明書の入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札参加者に要求される事項

(1) 入札参加者は、入札説明書で示す総合評価のために必要な書類を指定する期日までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 入札参加者は、広島法務局が別途指定する日時に、広島法務局に設置する評価委員会において、口頭による説明（プレゼンテーション）を行わなければならない。

なお、プレゼンテーションに参加しない者は、失格とする。

12 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する要求要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(2) 入札書を提出した後は、理由の如何を問わず、入札の辞退は認めない。

13 その他

(1) 詳細は、実施要項及び入札説明書による。

実施要項は、法務局ホームページ（URL：[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/sijyoukatop\\_index.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/sijyoukatop_index.html)）からダウンロードすることができる。

入札説明書は、本日以降、前記3の場所において交付する。また、電子調達システムでも取得することができる。

(2) 令和5年度の本件入札手続において、入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を締結しなかった者及び予決令第86条の規定によるいわゆる低入札価格調査に協力しなかった者については、当該事実があった日から5年間、本件委託契約に

係る入札参加資格を付与しないこととする。

以上